

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	非常用ディーゼル発電機の定例試験を行っていたところ、当該ディーゼル発電機室の火災報知器が発報した。ただちに現場を確認したところ、当該ディーゼル発電機に18個あるシリンダーのうちの1つのシリンダーカバーが変形して煙が発生していたため、当該ディーゼル発電機の運転を停止した。これにより、煙の発生は停止した。原因について詳細に調査する。	As	5月7日公表済 PDF113KB

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、走行用電動機（運転席側）シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、走行用電動機（反運転席側）シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、横行用電動機シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	復水脱塩装置復水脱塩塔（4～6）出口サンプル流量検出器点検において、指示不良（流量ハンチング）が認められたため、当該検出器を交換	D	
5	2号機	非常用ディーゼル発電機、炉心スプレイ系、低圧注入系（冷却系）機能検査リハーサルにおいて、炉心スプレイ系（B）ポンプが自動起動後、潤滑油圧力低でトリップが認められたため、対応検討	C	
6	2号機	地震発生時、復水（原子炉給水ポンプシール水）回収タンク水位計の動作不良（固着）により復水回収ポンプが起動せず、溢水が認められたため、当該水位計を点検・修理	A	5月14日再審議にて グレード変更 C → A 5月15日公表済 (PDF200kb)
7	4号機	主復水器用空気抽出器駆動蒸気圧力調整器点検において、点検用付属圧力指示計に動作不良（スティック）が認められたため、当該指示計を交換	D	
8	4号機	復水器細管洗浄装置（A）ボール補修器格子駆動部点検において、当該捕集器格子駆動部電線接続箇所の制御装置展開接続図面と現場配線が一致しないことが認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	4号機	主タービン蒸気加減弁（4）浸透探傷検査において、弁棒ネジ部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	低圧タービン（A）下半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
11	4号機	平成19年度第4回保安検査において「高圧注水系定例試験で当該設備が運転上の制限を満足していないことを宣言せずに再試験を実施し、再試験後に運転上の制限を満足していないこと宣言した」との指摘を受けたため、対応検討	B	
12	5号機	第1給水加熱器（B）ドレンレベル調整弁駆動部点検において、駆動部内部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
13	5号機	主油タンク油分離装置の起動において、約10秒後に「機能異常」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
14	6号機	非常用電気品室換気空調系冷却装置（A）空気圧縮機（1）に油圧低トリップが認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
15	その他	平成19年度第4回保安検査において「燃料関係作業時に異物混入防止対策として実施される工具類の員数管理が適切に実施されていなかった。」との指摘を受けたため、対応検討	B	
16	その他	平成19年度第4回保安検査において「設計レビューにおける懸案・検討事項フォロー票の運用が不適切」との指摘を受けたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで